

国民年金

届け出を忘れていませんか?

成人、結婚、退職など、ライフステージが変わるごとに年金の届け出が必要です。

手続きをせずにそのままにしておくと、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合が ありますので、必ず届け出をしてください。

こんな時は届け出が必要です

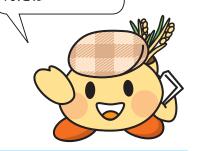
例えば・・







種別が変わった時 に手続きが必要な んだね



種	別	対	象	٢	な	る	方	届	出	先	納	付	方	法
第1号被保険	渚	無職		などで					所本庁、北村・栗沢両 ・朝日・美流渡の各サ- ター		付書・カー	宇金機構か や口座振春 ド、インタ 電子納付な	替、 クレ∶ ーネット	ジット
第2号被保険	滘Ⅱ			公務員 合に加				勤務分	たで事業主が届出		勤務分	売を通じて	納付	
第3号被保険	者	(第2	2 号被	や共済 保険 関者の	者) に				っている配偶者の勤務先z	が届出	ん。 [で納付する 配偶者の加 が負担して	入してい	

保険料を納めることが難しいときは

国民年金には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。

納付が難しいときは、そのままにせず、必ず市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービ スセンターで手続きを行ってください。

制 度	内容	
▷納付が困難な時は 保険料免除制度	所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得等が一定額以 下の場合、保険料の納付が免除になります	平成 28 年度分の申請は、7月1日 金から
▷ 50 歳未満の方は 納付猶予制度	20 歳以上 50 歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得等が一定 額以下の場合は、保険料の納付が猶予されます	受付開始
▶学生のための学生納付特例制度	学生の方で、本人の前年所得が基準額以下であれば、在学期間 中の保険料の納付が猶予されます	平成 28 年度分の申請 は受付中

※老齢基礎年金を受け取るには、25年以上の資格期間を満たしていることが条件です。保険料が免除・猶予された期間 は将来受け取るための資格期間に入ります。ただし、納付猶予、学生納付特例は猶予期間内に納付しなければ、年金額 に反映されませんのでご注意ください。

問合先

市民サービス課年金係 岩見沢年金事務所(9 西 3) ☎ 22 局 5804